

猫へのエサやりには 責任を持ちましょう



野良猫にエサを与えることで、
その猫の命に対する責任が
生まれています。
地域の理解は得られていますか？

地域の住民に迷惑をかけてまで、猫にエサをやっていいものではありません。猫にエサを与えるなら、少なくともフンの管理（トイレの設置・清掃）、置きエサをしない、子猫が増えないように避妊・去勢をするなどの愛情をかける必要があります。

猫が地域で嫌われものにならないため にも、悪循環を断ち切りましょう

猫にエサを与える→エサの周辺に猫が集まる→猫のフンがその周辺地域に集中する→その地域でフン害に困る人が増える→猫への苦情が増える→猫嫌いの住民が増える→猫が地域の嫌われものになる→猫の住みにくい環境になる、という悪循環が生まれます。



猫の苦情実態

市や県動物愛護センター等には、猫による苦情が多く寄せられています。地域住民が困り果て、悲痛な声もあります。

主な苦情内容

- * 無責任なエサやりをしている。
- * 庭や公園にフンが放置され不衛生
- * フン尿の悪臭で窓が開けられない。
- * 車を傷つけられる。
- * 困っているから捕獲してほしい。
(市では捕獲できません。)
- * ネコノミに刺されてかゆい。



あなたが野良猫をかわいそうと思うのと同じように野良猫によって迷惑を被り困っている人もいます。
地域の理解のないままのエサやりはトラブルを招きます。

ペットの命を簡単に捨てないで 最期まで責任をもって飼いましょう

～ペットを家族として迎えたときの気持ちを思い出してください～



- 飼い主には、終生飼養の責任があります。最期まで愛情と責任をもって飼いましょう。
- 自ら病気などによりどうしても飼えなくなった場合には、自分で新たな飼い主を探す、動物愛護団体に相談するなどして、譲渡先を見つけるようにしましょう。
- 愛護動物をみだりに殺傷・遺棄することは犯罪となり罰せられます。犬猫などを傷つけたり、捨てたりしてはいけません。
- かつて県は犬猫の引き取りを飼い主から求められた場合には、これに応じてきました。しかし、動物愛護法が改正され、終生飼養の原則に反する引取りをお断りすることができるようになりました。

**愛護動物の遺棄・虐待などは
犯罪として1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金等が
科せられます。**

地域猫活動とは

野良猫は、猫にとっても、人にとっても不幸な状態です。野良猫を減らすには、自ら飼うか、飼い主を探し、屋内飼育してあげることが原則です。しかし、どうしてもそれができないときは、地域猫活動があります。地域住民の同意が得られたルールに基づき、複数の地域住民の協力によって、「飼い主のいない猫」を管理し、野良猫を減らしていく取組です。



地域猫活動を実施するには

- 地元行政区や隣組への説明。
- 地域住民の理解・同意
- 猫トイレの設置・管理やフンの清掃体制を整える。
- 置きエサなど、不適切なエサやりをしない。
- 避妊・去勢手術を実施し、一代限りを条件とする。
- 地域猫活動で生じた問題を解決する。
- 猫を完全室内飼育できる飼い主を探す活動
- 活動実施には、地域でのコミュニケーションが大切です。
- 活動実施者は、活動により生じた問題への対応や責任を持つことが重要です。

